

第106回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成30年11月5日(月) 午前10時から午前11時50分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室⑥

案 件	審議結果等
(仮称)ホームセンターコーナン大東新田境町店(大東市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 本件届出者が運営する大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、そのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。
(仮称)ジョーシン長田店(東大阪市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)クロスモール富田林(富田林市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。